

佐世保市大腸がん検診実施要領

佐世保市における大腸がん検診については、下記により実施するものとする。

（対象者）

- 第1条 対象者は佐世保市に住所を有する40歳以上の市民（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めた者を含む）とする。ただし、大腸疾患などで治療中の者及び定期観察中の者は除くものとする。
- 2 前項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する免疫便潜血検査（2日法）を受けることができる者は原則として佐世保市大腸がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実施回数）

- 第2条 大腸がん検診の実施回数は、同一人について年度内1回行うものとする。

（受診者の自己負担）

- 第3条 生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者、市民税非課税世帯の者、70歳以上の者及び40歳節目検診の対象とする者（実施年度の4月1日現在、満40歳の者）の自己負担金は無いものとする。それ以外の受診者の自己負担金は、600円とする。
- 2 佐世保市国民健康保険加入者の自己負担分は、佐世保市国民健康保険特別会計が負担し、受診者本人の自己負担金は無いものとする。

（検診実施機関）

- 第4条 大腸がん検診は、佐世保市が委託する医療機関が実施するものとする。

（周知の方法）

- 第5条 佐世保市は、広報させば、町内回覧等により適宜、対象者への広報を行うものとする。

（検診の実施）

- 第6条 検診項目は、問診及び免疫便潜血検査（2日法）とする。特に、便潜血検査陽性で、要精密検査とされたものについては、必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知することとする。なおその際には、精密検査を受診しないことにより、大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行うものとする。
- 2 問診

現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

3 免疫便潜血検査

(1) 採便の方法

採便用具を配布し、自己採便とする。なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2回目までの日数（便の採取については、おおむね検体の回収の当日あるいは前日とその1日前もしくは2日前に採便を行う）及び、初回採便後の検体の保管方法等は検査精度に大きな影響を与えるので、採便用具の配布に際してはその旨を受診者に十分説明する。

(2) 検体の回収・測定

検体の測定は、検体回収後、すみやかに行うものとする。それが困難な場合は、測定まで冷蔵保存するものとする。また、回収機関で測定を実施しない場合は、検査センターへ渡すまで冷蔵保存するものとする。

(3) 検査結果の区分

大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に、免疫便潜血検査結果により一次検診実施医療機関が判定し、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

（結果の通知及び請求）

第7条 検診結果については一次検診実施医療機関が精密検査の必要性の有無を記入し、受診者へすみやかに通知する。

2 精密検査の必要な者については、一次検診実施医療機関が精密検査の適切な受診指導を行うものとする。

3 一次検診実施医療機関は、大腸がん検診受診者名簿に検診結果を記入し、佐世保市にがん検診（一次）委託料請求書と共に月毎にまとめて検査月の翌月20日までに報告するものとする。

4 大腸がん検診カルテは5枚複写とし、1枚目は医療機関保存用、2枚目は受診者への通知用、3枚目は佐世保市報告用、4枚目は医師会報告用、5枚目は検査機関用とする。

（精密検査）

第8条 精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。

2 一次検診実施医療機関は、大腸がん検診精密検査結果連絡票に必要事項を記入のうえ受診者へ渡し、精密検査の受診を勧め、その際、連絡票を提出するよう説明する。

3 精密検査を実施した医療機関は、その結果について、すみやかに佐世保市に大腸がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。

4 佐世保市は、すみやかに一次検診実施医療機関と医師会へ大腸がん検診精密検査結果連絡票にて報告するものとする。

5 精密検査は、保険診療扱いとする。

（記録の整備）

第 9 条 一次検診実施医療機関において、検診結果及びカルテ等は、少なくとも 5 年間保存とする。

(精度管理)

第 10 条 一次検診実施医療機関は、佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

(その他)

第 11 条 この要領にない案件等が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両者で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。